京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業
（自家発電設備等導入支援事業）実施要領

（趣旨）

第１条　知事は、電力不足等に左右されないエネルギーの自立化等のために自家発電設備等を導入し、経営のイノベーションに取り組む事業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（補助対象事業者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げるものであって、府内に事業所を有するものとする。

(1) 府内で私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校、専修学校、各種学校を設置する者

(2) 府内で病院、診療所を開設する者

(3) 府内で別表第１に掲げる社会福祉施設を運営する法人

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める事業者

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、別表第２に定めるとおりとする。

２　補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第４条　規則第５条に規定する申請書は、別記第１号様式によるものとする。

２　補助金の交付を受けたものは、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により交付決定までの間に事業に着手しようとする場合において、別記第１－１号様式を知事に提出し、その承認を得たときには、この限りではない。

（概算払）

第５条　知事は、特に必要と認めたときは、補助金交付決定額を限度として、概算払により交付することができる。

（補助事業の内容の変更）

第６条　規則第９条の規定により知事の承認を受けなければならない変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の額の増

(2) 事業内容の変更であり、次に掲げる軽微な変更を除く

ア　補助金の額の増減を伴わない補助対象経費 20 パーセントを超えない増減
イ　補助対象となった設備の基本的な能力の変更を伴わない変更
ウ　同一敷地内における設備設置箇所の変更
エ　別表１に掲げる日を超えない範囲での工事期間の変更

２　前項の承認を受けようとする者は、別記第２号様式による申請書を知事に提出するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第７条　規則第７条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定後、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第３号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告書）

第９条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

（実績報告）

第 10 条　規則第 13 条に規定する実績報告書は、別記第４号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の４月 10 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（補助事業の経理等）

第 11 条　補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第 12 条　補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別記第５号様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

２　規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数又は交付決定の日から 10

年のいずれか短い期間とし、同条第２号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものとする。

（その他）

第 13 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年７月６日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

別表第１（第２条関係）

関係法令	補助対象施設
児童福祉法	障害児通所支援を行う施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設及び情緒障害児期治療施設
老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及び認知症対応型共同生活援助事業を行う施設
介護保険法	短期入所療養介護を行う施設及び介護老人保健施設
障害者自立支援法	障害福祉サービス（生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助）及び福祉ホームを行う施設

別表第２（第３条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
補助対象事業者が府内に有する事業所（私立幼稚園・小学校・中学校・高等学校、専修学校、各種学校を設置する者の場合は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校の施設内）において、自家消費の目的で自家発電設備または蓄電池の設置及びこれらに付随する設備等であって、次に掲げる要件の全てに該当するもの (1) 自家発電設備にあっては１０ｋＷ以上、５００ｋＷ未満、蓄電池にあっては２ｋＷｈ以上の発電能力を有するもの。 (2) 平成２５年２月２８日までに稼働できること。 (3) 病院と診療所を開設する者及び社会福祉法人を除き、府の節電要請に対し、積極的に当該施設で節電対策を実施すること。	設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費並びに測量及び試験費	補助対象経費に３分の１を乗じて得た額（当該算出した額が10,000千円を超える場合は、10,000千円）以内の額。

別記

第１号様式（第４条関係）

年　月　日

京都府知事　　　　　　　様

補助申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名

年度京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）

補助金交付申請書

京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）実施要領に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額

金　　　　　　　　　　円

２　事業計画書

別紙１のとおり

３　事業収支予算書

別紙２のとおり

４　添付資料

(1) 整備しようとする自家発電設備等の詳細が分かる資料

(2) 実施場所の写真

(3) その他知事が必要と認める資料

別紙１

事業計画書

１　事業の区分

２　申請事業者の概要

申 請 事 業 者 名	
資本金又は出資金	
従　業　員　数	
業　　　　　種	
主 要 生 産 品 目 等	

３　事業の概要

実　施　場　所	
工事予定期間	年　　月　　日　から　　　年　　月　　日　まで
事　業　内　容	

注　事業内容の欄には、整備しようとする施設等の名称、概要、能力、台数等を記載してください。

4　補助対象経費及び補助金交付申請額

(1)　補助対象経費　　金　　　　　　　　　　　円

（内訳）

経　費　区　分	補助対象経費（円）
設　　計　　費	
本　工　事　費	
付 帯 工 事 費	
機 械 器 具 費	
測量及び試験費	
合　　　　計	

(2)　補助金交付申請額　　金　　　　　　　　　　　円

別紙２

事業収支予算書

１　収入の部

区　　　　　分	予算額（円）
府　補　助　金	
自　己　資　金	
その他（借入金等）	
合　　　　　計	

２　支出の部

区　　　　　分	予算額（円）	内訳等
設　　計　　費		
本　工　事　費		
付 帯 工 事 費		
機 械 器 具 費		
測量及び試験費		
合　　　　　計		

第１-1 号様式（第４条関係）

年　月　日

京都府知事　　　　　　　　様

申請者名　　　　　印

年度京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）

指令前着手届

年度京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）については、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付指令前に着手します。

記

１　事業内容

２　事業実施場所

３　事業費　　　　　　　　　　円

４　事業実施期間　着手予定　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　完了予定　　　年　　月　　日

５　指令前着手を必要とする理由

（別記条件）

⑴ 本事業については、着手から補助金交付指令を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。

⑵ 補助金交付指令を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。

⑶ 補助金交付指令を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

（注）

1）事業内容は詳細に記載すること。

2）指令前着手を必要とする理由については、詳細に記入すること。

第２号様式（第６条関係）

年　月　日

京都府知事　　　　　　　様

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名

年度京都府中小事業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）

補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）実施要領に基づき承認を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

３　変更の時期

注　変更の内容については、第１号様式の事業計画書（別紙１）又は事業収支予算書（別紙２）に変更後の内容を記載し、添付してください（交付申請書の添付資料に変更がある場合は、変更後の添付資料を添付してください）。

なお、変更部分は２段書きとし、上段に（　）書きで変更前の数値を記載してください。

第３号様式（第７条関係）

年　月　日

京都府知事　　　　　　　　様

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名

年度京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）

中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定のあった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）実施要領に基づき下記のとおり申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止（廃止）の時期

第４号様式（第 10 条関係）

年　月　日

京都府知事　　　　　　　様

補助事業者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

法人にあっては、主たる事務所の所在地

並びに名称及び代表者の氏名

年度京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）

実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定のあった上記補助事業について、下記のとおり事業を実施しましたので、京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）実施要領に基づき下記のとおり報告します。

記

１　補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額　　金　　　　　　　　　　円

補 助 金 精 算 額　　金　　　　　　　　　　円

２　事業実績書

別紙１のとおり

３　事業収支決算書

別紙２のとおり

４　添付資料

(1) 補助事業の実施状況を示す写真

(2) 経費の支払を確認することができる資料

(3)その他知事が必要と認める資料

別紙１

事業実績書

１　事業の区分

２　事業の概要

実　施　場　所	
実　施　期　間 （うち工事実施期間）	年　月　日　から　年　月　日　まで (　年　月　日　から　年　月　日まで)
事　業　内　容	

注　事業内容の欄には、整備した設備等の名称、概要、能力、台数等を記載してください。

３　補助対象経費及び補助金精算額

(1)　補助対象経費　　金　　　　　　　　円

（内訳）

経 費 区 分	補助対象経費（円）
設　計　費	
本 工 事 費	
付 帯 工 事 費	
機 械 器 具 費	
測量及び試験費	
合　　計	

注　軽微な変更があった場合は、交付決定時の金額を上段に（　）書きし、下段に精算時の金額を記載してください。

(2)　補助金精算額　　金　　　　　　　　円

別紙２

事業収支決算書

1　収入の部

区　　　　分	予算額（円）	決算額（円）	差引（円）	備考
府　補　助　金				
自　己　資　金				
その他（借入金等）				
合　　　　計				

2　支出の部

区　　　　分	予算額（円）	決算額（円）	差引（円）	備考
設　　計　　費				
本　工　事　費				
付 帯 工 事 費				
機 械 器 具 費				
測量及び試験費				
合　　　　計				

第５号様式（第12条関係）

取得財産管理台帳

区　分　　　　　財産名		
規 格 ・ 個 数		
耐　用　年　数		
導　入　価　格		
償却期間（年数）		
取 得 年 月 日		
保　管　場　所		
備　　　　　考		

注　1　京都府中小企業等エネルギー対策交付金事業（自家発電設備等導入支援事業）実施要領第 12 条の規定により処分を制限された取得財産等について記載してください。

2　数量は、同一規格等であれば一括記載して差し支えありませんが、単価が異なる場合は分割して記載してください。

3　取得年月日の欄には、検収年月日を記載してください。